

秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

秦野市市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

老朽化木造戸建市営住宅集約事業の一環として、浄屋第 2 住宅を廃止するため、改正するものであります。

秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例

秦野市市営住宅条例（平成9年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

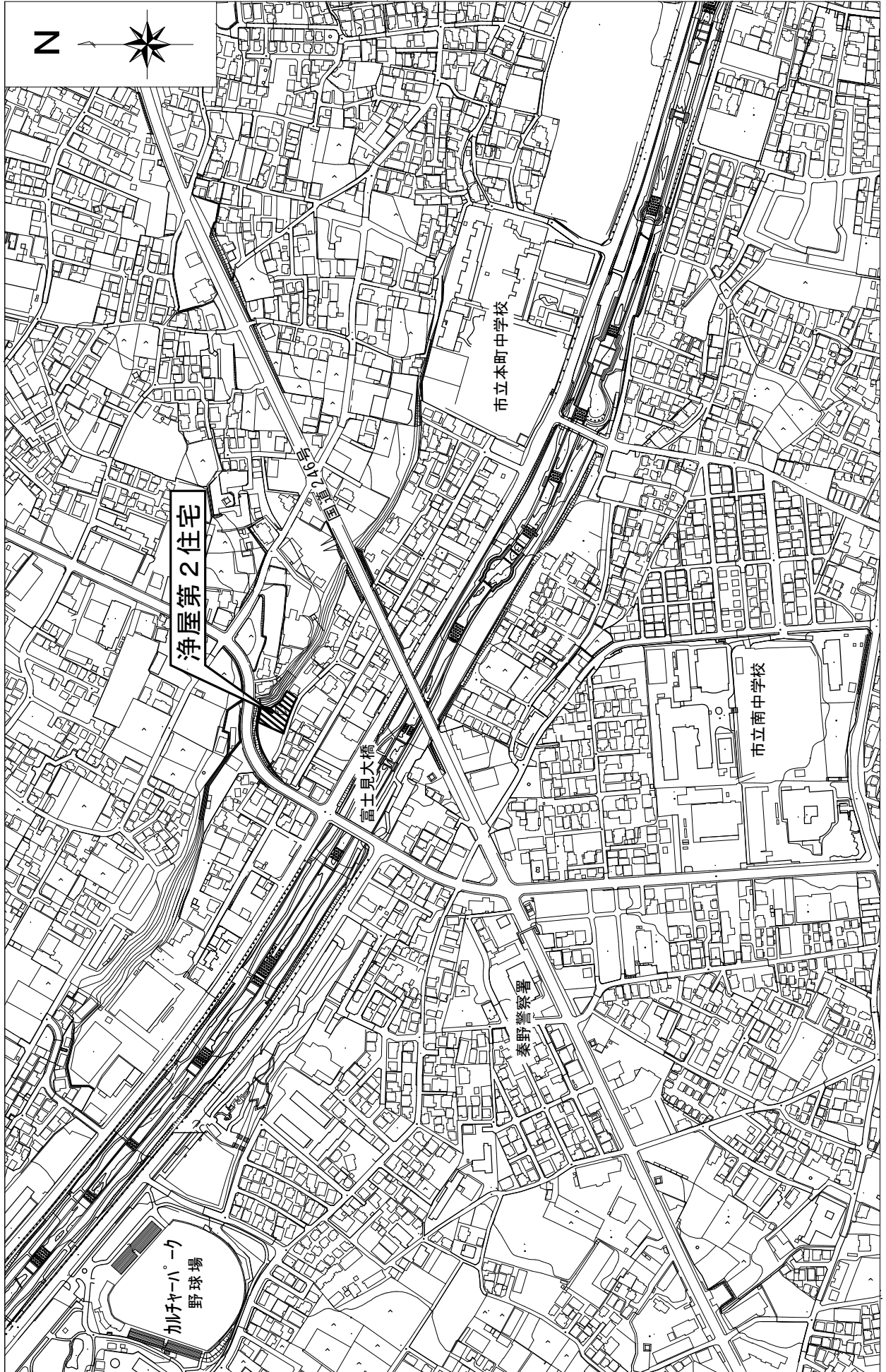
別表浄屋第2住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号 秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
	(略)		(略)
浄屋第1住宅	秦野市曾屋687番地の12ほか	浄屋第1住宅	秦野市曾屋687番地の12ほか
	(略)	浄屋第2住宅	秦野市富士見町6番9号ほか
			(略)
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>			



市営住宅位置図(用途廃止住宅)